

令和3年12月16日
日本貸金業協会

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び
「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正（案）の
意見募集について

日本貸金業協会では、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」（以下「自主規制基本規則」といいます。）及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」（以下「細則」といいます。）の一部改正（案）を（別紙）のとおり取りまとめましたので、公表し、意見を募集します。

なお、「自主規制基本規則」及び「細則」については当協会の業務規程であり、貸金業法第33条第1項に基づき金融庁の認可を受けることとなります。

改正の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 改正概要

当協会では、「協会員のシステムリスク管理態勢整備・高度化」という課題に向けて取り組みを進めており、喫緊の課題として、貸金業者がインターネット取引サービスのシステムを構築及び運用するに当たっての留意事項等を取りまとめた「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」を2021年10月29日に公表しました。

今般、更なる「協会員のシステムリスク管理態勢整備・高度化」に向け、「インターネット取引サービスにおける不正取引等防止に関するガイドライン」を包摂した、「システムリスク管理態勢」に関する個別ガイドラインを策定することとしました。

「システムリスク管理態勢」に関する個別ガイドラインの策定に伴い「自主規制基本規則」及び「細則」の一部を改正します。

2. 「自主規制基本規則」及び「細則」の主な改正内容

[\(別紙\) 【新旧対照表】 「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」一部改正（案）](#)

[\(別紙\) 【新旧対照表】 「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正（案）](#)

3. 「自主規制基本規則」及び「細則」の施行

施行については、協会機関決定を経て、金融庁の認可後に適用を開始します。

4. ご意見等の募集要領

改正案についてのご意見等は、**令和4年1月6日(木) 17時00分(必着)**（「協会のシステムリスク管理態勢整備・高度化」に可及的速やかに資するため）までに、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、電子メール、郵便又はFAXにより所定の送付先に、お寄せください。

なお、電話によるご意見はご遠慮願います。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

以上

ご意見の募集は終了しました。ありがとうございました。

<ご意見等の送付先>

郵送の場合

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F
日本貸金業協会 会員業務部 宛

e-mail又はFAXの場合

e-mail:iken@j-fsa.jp

F A X : 03-5739-3027

<お問い合わせ先>

日本貸金業協会 会員業務部 高橋・河合

電話番号：03-5739-3014